

京都市訓令甲第 30 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育委員会事務局教育次長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第5条第11項本文中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第12項本文及び第13項本文中「担当課長補佐又は」を削り、同条第14項本文中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第15項中「担当課長補佐又は」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその専決事項を代決することができる。

第5条第16項本文中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)